

2016（平成28）年度 社会福祉法人雲柱社 事業報告

<感謝を込めて>

今年度も神のお導きとお支えをいただき、また、関係各位のご支援、ご協力により事業報告ができますことを深く感謝申し上げます。

当法人は、主イエス・キリストの教えと行いに倣って、生涯を人々の幸せの実現のために捧げた賀川豊彦の思想と実践（キリスト精神）を継承し、「神と人に仕える」思いと姿勢を持って実践に取り組んでいくことを目的としています。

今年度も法人の社会福祉サービスをご利用いただいた利用者の皆様のご支援とご協力、理事、評議員各位のご支援、現場における管理職並びに職員各位の尽力により、その目的をいささかなりとも実現し、社会福祉の向上に貢献することができましたことを感謝申し上げます。

新しい年度も常に法人のミッションの原点に立って、求められるニーズに応え、新たなニーズを見出して、福祉の実践を継続していきたいと考えています。

皆様のご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。

<2016年度事業報告>

I：事業基本理念(ミッション)の具体化

- ・私たちは、賀川豊彦の思想と実践（キリスト精神）を継承し、神と人ともに仕える仕事をします。
- ・私たちは、一人ひとりの人格を尊重し、その成長を支援します。
- ・私たちは、常に利用者の立場に立って、そのニーズに応え、サービスの向上に努めます。
- ・私たちは、地域社会の福祉課題を積極的に掘り起こし、それに取り組みます。

<報告>

①法人事業基本理念(ミッション)は、当法人の骨格であり、基盤である。今年度もこの事業理念を掲げて事業を展開して来た。

先ず、各事業所に「法人事業基本理念」を掲示し、当法人の事業への姿勢を明らかにして事業に取り組んだ。

②職員の研修において、ミッションの研修を柱として研修を実施した。

キリスト者が少なくなってくる中で、ミッションの中核である「キリスト精神」を職員に理解してもらうことは大きな課題であった。「ミッションへの理解と共感」を課題として、研修に取り組んだ。

③会議や集会においては、先ず、礼拝を護ることを心がけた。

職場では毎日聖書を読む時を持つことを励行してきた。

④近隣教会の牧師さんの協力を頂き、聖書の学びを行なった。

⑤年2回前後、近隣教会の礼拝に出席した。

⑥日常の話し合いや打ち合わせにおいても祈りを大切にした。

法人

- ⑦社会福祉法人雲柱社は主イエス・キリストの教えと行いに倣って事業を展開してきた、賀川豊彦の思想と実践を継承し、社会福祉事業を通して、神と人に仕える法人であることを、職員全体が理解し、各自は神から呼びかけられて(召命)それぞれの施設に派遣されている、という自覚にたって事業に取り組んできた。
- ⑧このような法人のミッションは、「地の塩」としての働きとなり、その結果として、「世の光り」としての存在を示すことにつながって生きつつあることは感謝である。

II：福祉の置かれた状況と法人の基本方針

(1) 当法人の第二次中期計画が 2011 年度にスタートしてから、2016 年度で折り返し地点を迎える。これまでの 5 年間の歩みは成果があったとは言いがたい状況にある。時代の変化は急を告げ、社会的には一段と地域福祉への流れが加速化しつつある。施設中心主義で事業を展開してきた当法人が、第一次中期計画の下に、事業種別ごとのブロック化を進めてきた。専門分野の技術等の質を高め、利用者のニーズに応える体制を整えるためである。これと同時に、第一次中期計画に基づいて事業の拡大を図ってきた。

これら拡大してきた事業を、地域ごとに再編成し、時代の要請である地域福祉（地域型福祉事業体）を展開するのが、第二次中期計画の主題である。これまでの 5 年間、各事業ブロック内での連携は進んだが、事業を越えた地域での連携は充分でないのが現状である。今後 5 年間で、私たちはこの計画をさらに強力に進めていかなければならないと考える。

< 報告 >

- ①今年度は、地域型福祉事業体形成の具体化を推進し、施設間の相互協力を推進してきた。
- ②年 3 回の全体施設長会において、各地域事業体の交流の時を持った。
- ③各事業体ごとに衛生委員会を設けて、職員の心身の健康維持の支援、職場環境の改善等の取り組みについて、産業医の指導、助言を得ながら進めてきた。
- ④新規事業の取り組みにあたっては、地域の施設が協力し、行政とのパイプを活かして、新規事業の実施に向けて進んできた。

(2) 社会福祉法人制度改革について

社会福祉法等の一部を改正する法律案が衆議院で審議中であり、その一部

ア. 内部留保の透明化

イ. 「社会福祉充実残額」を保有する法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成義務

ウ. 地域における公益的な取り組みを実施する責務

無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定

エ. 所轄庁による指導監督の強化。国・都県・区市の連携等

は 2016 年 4 月より施行される予定。

これにより当法人も

ア．経営組織のガバナンス（組織の内部統制）を強化

イ．法人内の規程整備推進とコンプライアンスの強化

これまで以上に財務諸表・現況報告書、役員報酬基準等の公表に関する規程を整備し事業内容等に関する情報公開。つまり法人運営の透明化を推進する。

ウ．法人で取り組んできた保育園等の就労支援・子育て支援、障がい児・者支援事業、児童健全育成等を基本に、必要とする方々に必要なサービスを廉価で提供するために企画・立案・実施する。

<報告>

- ①各施設長、職員に対して、この度の制度改革について、その内容を事あるごとに伝え、意識の变革を促してきた。
- ②法人事務局は制度改革に伴う煩雑な事務手続きをスケジュールを見据えて取り組んだ。
- ③公益的な事業の取り組みについては、各施設での事業を検証し、公益事業への取り組みの準備を進めるに止まった。
- ④今後は定番の事業を充実させながら、公益的な事業への取り組みを進めていく。
- ⑤その際に地域型事業体を活かした取り組みを行っていく。また、同じ地域の他団体との協力も視野に入れていく。

(3) 法人の事業基本理念と社会福祉法改正

法人の施設（主に保育園）は長い歴史と事業基本理念を踏まえ、先駆的な事業に取り組んできた。それらの取り組みは既に多くの事業に取り込まれ一般化している。今回の制度改正ではさらに制度に限定されない公益性が求められる。社会福祉法人の専門性と当法人の特徴や独自性を活かし、制度ではカバーできない正に日常の事業を通じて把握されるニーズに対し取り組むことを進める。しかしこの要請は社会福祉法人にとって新しいことではありません。かつて福祉事業はこのような姿勢を持って地域の人々と問題を発見し、それを共に担ってきた。しかし、いま制度が整うに従い、現場にこのような歴史的な認識が薄まってきている。行政の要請に応えることが優先となり、それをもって自己満足してはいないだろうか…。

法人はいまから13年前、事業基本理念を定め、その4番目に「私たちは地域社会のニーズを掘り起こし、それに取り組めます」と掲げて事業に取り組んできた。しかしその多くは行政から要請された事業の具体化にすぎないのではないだろうか。もちろん、委託契約等制限の中で多くのニーズに応えてきた事実は評価されると考えている。

前述のように今回の制度改正では、社会福祉事業又は公益事業の新しいニーズを発見し、それに対するサービスを無料または低額で行うことが強く求めている。そのためには法人の方針変更とともに、直接利用者に接する事業所の体質ならびに職員一人一人の自覚の变革が求められている。第二次中期計画は理念の上では行政の施策を先んじたが、実際の取り組みが十分ではない状況である。今後5年間で、地域型福祉事業を推進し、法人内外の事業所間の連携を強め、制度の

法人

対象から外れたニーズを把握し、複雑な状況かつ多様な課題を持つ人たちの重荷をともに担っていきたいと考える。

<報告>

- ①地域事業体を中心に「公益的事業」の展開について、調査等の準備を進めてきた。
- ②江東区の子ども家庭支援センターでは他団体と協力して、「おにぎりの会」（中・高校生の学習支援、夕食提供、居場所作り）を実施してきた。
- ③児童館ブロックでは、小学生、中学生の学習支援を継続して行なってきた。
- ④次年度からは、さらに本格的にニーズの発掘に取り組んでいく。

Ⅲ：実践の柱としての『キリスト精神』にたつて

創業者賀川豊彦は、社会福祉実践の柱として、『キリスト精神』を掲げた。

それは、以下のようなものである。

- ①神によって創造された人間存在への畏敬と相愛互助の精神に立つ共生社会の実現
- ②社会のひずみによって弱い存在とされた人々への連帯と支援
- ③その事業を担う者の姿勢として、神の前における謙遜さ、進んで隣人の重荷を担う、「下座奉仕」
当法人は、このような精神に立つ実践を展開していきたい、そして、困難の多い人生で重荷を負った隣人のパートナーとしてともに歩いていきたい…。という願いを体現した創業者の生き方（主イエス・キリストの教えと行いに倣う）を継承していくことを目指す法人でありたいと願っている。

変化の激しい社会にあつて、なすべきことをしっかりと見定め、事業基本理念にたつて揺らぐことなく進んでいきたいと考えている。

<報告>

- ①「キリスト精神」の実践は、職員の努力により各現場に浸透しつつある。
- ②新規事業の説明会等で、利用者から「雲柱社さんで良かった」という声を多く耳にすることがあった。
- ③第三者評価の報告においても、法人の事業内容、子どもや保護者への対応について評価を頂いた。
- ④ただし、苦情も寄せられています。今後は評価に甘んじることなく、よりいっそうのサービスの向上に努めていきたいと考えている。

Ⅳ：第二次中期計画の具体的な展開

－施設の新設、改築、修繕、土地の取得などーニーズに応え、ニーズを先取りするー

1：保育園の新設・改築計画

<報告>

- ①長年の夢であった法人の本拠地である上北沢の地に保育園を新設することができた。
- *園児定数 58 名の小規模な保育園ではありますが、待機児が多い世田谷区にあつては、貴重な地域貢献の場になると考えている。
 - *2017年3月に園舎が完成し、いずみの園保育園として4月から事業を開始した。
- ②日本基督教団秦野教会付属白百合幼児園の認可保育園化に取り組んでいる。
- *同教会より幼児園施設を無償貸与の申し出を受け、法人所属の認可保育園の設立を目指して取り組んできた。
 - *認可保育園設立後に、保育所型認定保育園を設立していく方針である。
 - *2017年度に園舎改築を予定している。
- ③めぐみの森保育園は4月より事業を開始し、無事に1年を経過し、3月に初めての卒園児を送り出すことができた。
- ④神愛保育園の改築
- *地域並びに行政の支援を得て、近くの高森公園を借用して仮設園舎を設置し、園舎改築を開始することができた。
 - *近隣住民の方々から工事に伴う厳しい条件がつけつけられているが、それらを受け止めながら園舎の完成を目指して改築工事が進んでいる。
- ⑤黎明保育園の改築
- *法人も教会側も今後の活動を視野に入れた計画案を相互に提示したが、それらの案を巡って折り合いがつかず、調停裁判に持ち込まれることになった。
 - *数回の調停の場がもたれたが、ついに双方の意見が折り合わず、調停は不調に終わった。
 - *今後は教会、法人が事業開始時の原点に戻り、創設者の意志の継承を踏まえて、再度、合意点を目指して努力を重ねていきたいと考えている。
- ⑥光の園保育学校(本所賀川記念館)の改築
- *今年9月に1回目の三法人の話し合いが持たれた。そこで、コンサルタントより、建設に伴う基本的な概要が説明された。この概要を各法人が持ち帰って、検討したうえで再度話し合いを行なうことになった。
 - *建設の目途としては、関東大震災100年までには建物が完成していることを確認した。

2：その他の施設の改築など

<報告>

- ①めぐみの森保育園と合築された和泉児童館が完成し、当法人が指定管理者に選定され、4月から事業を開始した。
- ②小金井生活実習所の改築が決定し、今年度はその準備が進められ、次年度から改築工事が開始される。

法人

③小金井 KAGAWA 館の老朽化が激しく、大規模修繕が取り壊して新しく建て直すか、その他の案も含めて検討する時期を迎えた。とりあえず今年度は、建物に修繕を施し有効に利用していくことにした。

3：土地の取得など

<報告>

- ①愛の園保育園の隣地にある家屋と土地が売りに出されたので取得した。
とりあえず、愛の園保育園の地域の子育て支援活動に用いることになる。
- ②神愛保育園の隣地を取得した。これは保育園の改築に伴い、事業スペースを失う子育て支援事業を継続するための対応である。その他、ひと時預かり事業などの実施も考えている。

V：職員の適正な配置、人材バンクの設置など

最近では職員の確保の困難さが一段と増してきました。公益の仕事をすることにした。

当法人が、サービスの確保と質の向上を目指すためには、必要な部署に必要な人材を配置し、かつ認可基準等に定められた職員数の確保が必須の条件である。特に保育士不足の昨今、途中退職者や、産休職員の代替ができない場合は、職員に負担感と疲労感を課すことになり、心身の健康や仕事へのモチベーションにも影響を与え、ひいては利用者に対して不利益となる。2016年度はこの問題に対処するため、人材バンク（仮）を設立することを計画する。各事業ブロックに定員を超える職員を2～3名配置し、不慮の事故等により職員の欠員が生じた場合、即時対応し日常業務に支障が生じないように手当をし並行してその欠員枠の職員採用を進める、という制度である。

実際には、開始後に様々な問題が出ることは予測されますが、多くの施設長や経営委員会からの企画案もあり、具体化に踏みきる。

<報告>

- ①今年度は昨年度にまして人材難の状況は悪化し、職員の確保に困難をきたした。
- ②そのため、計画していた人材バンクにまで人材を充てる余裕が持てなかった。
- ③この計画は次年度も継続し、現場の労働環境の改善に努力していきたい。

VI：人材育成

法人の研修の方向性は、入社した職員を一人前の職業人として育て、どこに行っても仕事ができる専門職として育成することにある。すなわち、人材育成は大切な社会貢献でもあると考えているからである。育成を人材定着へつなげるために基本的な研修体系を維持しながら内容や対象を再検討する。

2015年度は以下の①～④の研修体系の下で研修に取り組んでいる。これら従来の研修内容を見直すとともに、加えて法人として⑤管理職研修を実施する。

(1) 法人の研修体系

①新入職員研修

②経験年数別職員研修

* 2年目職員研修、* 3年目職員研修、* 5年目職員研修、* 10年目職員研修

③テーマ別研修

* 5年以上 10年以内の職員を対象にテーマを定めて研修を行う。

* 研修テーマ

・ 人権研修 ・ 社会福祉専門研修、障がい児対応、苦情対応など

④社会福祉専門職職務基準

(2) 事業ブロック別研修

* 各事業ブロックの専門性を高めていく研修を実施する。

* それぞれのブロックが年間研修計画を立てて取り組んでいる。

* 保育ブロックはキリスト教保育に力を入れて研修に取り組んでいる。

(3) 各職場内研修—各々の職場の課題に即して研修を実施している。

(4) 自己啓発研修—自分でテーマを決めて年間を通して取り組む。

* 職場によっては研修成果の発表の場を設けている。

(5) 外部研修への参加

* 施設長の指示により、行政、専門機関、職能団体等が実施する研修に参加

⑤管理職研修

* 新任施設長研修

* 施設長研修

* リーダー研修

< 報告 >

①人材育成委員会が中心となって、法人研修が進められてきた。研修内容は別紙を参。(法人年間研修計画)

②このほかに、各ブロックにおける専門知識、スキルの研修が実施された。

③各施設における職場内研修、自己啓発研修等も実施された。

④詳しくは各ブロックの報告を参照。

VII：職場環境の改善・職員のメンタル面への配慮

2015年12月から、常時職員が50人以上雇用されている施設では厚生労働省の指導による「ストレスチェック」の実施が義務化され、法人でも2015年度に準備を進め、愛の園保育園、光の園保育学校で行う。法人でも職員の退職の原因の中に職場環境（特に人間関係）の問題が多くあげられている。職員が如何に定着するかは重要な課題である。このために事業所により個人面接やメンター制度などを取り入れて、職員の定着に取り組んでいる事例もあるが、基本

法人

的なラインケアの取り組み及び研修はこれからの課題となっている。法人としては基本、日常的な事業所での予防を中心にメンタルヘルスへの対応を進めていく。

傷病による休職を取得した職員には、法人事務局の臨床心理士が主治医や産業医、当該事業所の管理職と連携し、「復職プログラム」を作成し復職を支援し、再発予防にも配慮する。

<報告>

- ①今年度から練馬地区事業体の産業医が決まり、この地区での衛生委員会がスタートした。今後は残された地域事業体の産業医の選任、衛生委員会の設置を進めていく。
- ②法人所属の臨床心理士による当事者の面談、復帰プログラムの展開、職場訪問など、職員のメンタルヘルスへの支援を行ってきた。
- ③社会労務士を顧問に迎えて、職員の労度環境の整備に努めてきた。
- ④各職場で衛生委員を選任し、職員の健康管理に努めてきた。
- ⑤50人以上の職場においては、「ストレスチェック」を実施し、職員のメンタル面の健康の維持に努めてきた。

VIII：地域福祉の展開

再掲となりますが、近年は社会福祉を地域福祉と同義語として用いられるようになってきている。その背景にはノーマライゼーションからインクルージョンへと、社会福祉の概念が変化していることがあるものと思われる。「自分の生活したい地域で過ごす」という希望を支援することが地域福祉の重要な課題となっている。当法人も、このニーズに添って、事業を展開していくことが求められている。事業所での活動も、利用者の生活を支える地域の担い手の一人であるという認識を持つべきだと思っている。仰々しくかまえて相手を受け入れるのではなく、毎日の挨拶等日常の繋がりの中で、地域の方々が事業所を認識し、お互いに支え合える関係を創っていきたいと考えている。その中から問題を捉え、事業所で解決できるもの、専門機関に協力を仰ぎ、利用者の利益が最優先されるようコーディネートする。そこでは「来る者は拒まず、去る者は追う」という姿勢が求められている。事業者は専門性に閉じこもることなく、地域の人たちの「寄り添い」となる。利用者も地域の一員である事を理解し、子ども、保護者を包摂する『地域福祉の視点』で関わっていきたいと考えている。

<報告>

- ①当法人は従来の事業種別ブロックを残しながら、今後は地域型事業体の形成と事業の内容の充実を目指してきた。
- ②そのための内部組織の改変、職員の意識の変革、研修の充実などを踏まえて、新たな地域ニーズの発掘に取り組んできた。
- ③地域における施設の役割を認識し、地域住民から求められる事業に取り組んできた。

IX：指定管理事業について

2015年度法人は江東区の平野児童館の指定管理業者のプロポーザルで選定されなかった。不選定は法人では2度目の経験である。今回は当法人としては専門外の高齢者福祉にチャレンジするという課題がある。選ばれた相手の企画内容を間接的に聞いて、私たちが高齢者事業の取り組む姿勢の甘さや求められるニーズが把握できないための企画内容の貧しさを痛感させられた。同時に、指定管理事業は常に競争の真只中であることを改めて自覚させられた。指定管理事業は3年、5年という期間を定めてプロポーザルで、運営業者が新たに選定される。指定期間の総合評価によって再指定という形もあるが、他の業者の企画内容が優れていれば、事業運営が交代となる競争の世界である。

「競争」に負けて問題となるのは、そこで働いている職員の処遇である。幸い2回とも法人内に代わりの職場を求められる等、事なきを得ることができそうだが。法人としては、このような際に職員を路頭に迷わせることは絶対にできないと考えている。また、同時に事業所の管理職、職員各位も指定管理事業の厳しさを認識して、事業に取り組んで頂きたいと思う。地域の人たちに雲柱社が運営している事業を評価し、継続を望まれるような実績を積み上げて欲しい。二つ目の問題は指定管理料、特にその大半の部分を占める人件費の問題である。指定管理による社会福祉事業は利益を上げることができない。収入は一定なので、支出を抑えなければいけない。職員の昇給に伴って、人件費率のバランスが崩れ始めてきている。近い将来には児童館ブロック単独で給与制度を作って対応することが求められてくるのではないかと考えている。

<対応策>

- ア. 緩やかに事業の拡充を続け、このような事態に備えていく。
- イ. 保育士等の資格取得を勧め、いざという場合は保育ブロック等に異動する。
- ウ. 同様に資格条件が合致すれば他のブロックに異動する。

<報告>

- ①今年度は汐入ふれあい館、亀戸児童館、江東橋児童館が指定管理者に選任され、5年間の事業の存続が決定した。
- ②江東区きつざクラブ八名川、練馬区立北原小学童クラブ、墨田児童会館学童クラブ鐘ヶ淵分室、江東橋児童館学童クラブ錦糸分室の事業を次年度から開始することが決定した。
- ③あきる野市子育て支援運営業務の4年間の委託を受け、2017年2月から利用者支援事業が開始され、また、2017年4月からあきる野市ファミリー・サポート・センターを開始することが決定した。
- ④高松小学童クラブは放課後子ども総合プラン「ねりっこ」となり4月より事業を開始することが決定した。
- ⑤荒川区は汐入小にこにこすくーの運営を4月から開始し、汐入小学童クラブと合わせて放課後子ども総合プラン事業として法人に委託された。
- ⑥れいめい堀切学童保育クラブが堀切小学校内に新設される学童クラブに次年度から移転する。

法人

- ⑦子育てひろばいつかいちの委託契約が決まり、次年度から4年間の事業の継続が決定した。
 - ⑧練馬区立光が丘第六保育園の委託契約について5年間の事業継続が決定した。
 - ⑨小平市子ども家庭支援センターで2017年3月から小平市ティーンズ相談室ユッカの事業を開始した。
- *これらの事業は、法人の地域型事業体の形成の方針にしたがって立ち上げられた事業であり、今後は施設間で協力をしながら事業を展開していく。
- *江東区青少年センターの指定管理プレゼンテーションに応募したが落選。

X：社会福祉法人 雲柱社 放課後子ども総合プラン事業目標の策定について

<報告>

*2015年厚生労働省・文部科学省の協働により「放課後子ども総合プラン」が策定され、実施に移した。この事業はすべての小学校区域において、放課後児童健全育成事業(学童クラブ事業)と放課後子ども教室の二つの機能を併せ持ち、学校の空き教室や地域の空きスペースなどを用いて一体的あるいは連携して実施するものである。当法人においても既にこの事業を展開しており、同事業目標の策定の必要性が求められていた。

*この様な状況を踏まえて、児童館ブロックでは放課後子ども総合プラン事業目標策定プロジェクトチーム(PT)を発足させて策定に取り組み、同事業目標を提案した。同提案は、理事会の承認を得て正式に策定された。今後の法人における健全育成事業の充実につながっていくことが望まれている。

XI：人事・給与制度改正への取り組み

<報告>

1：目的

社会福祉法の改正等により、法人の自立がいつそう求められることになった。

このような状況の変化を受けて、当法人は本格的な人事・給与制度の改正に取り組むことにした。改正の要点は以下のとおりである。

- ①ミッションに立つ事業の展開とサービスの充実
- ②法人の健全、且つ持続可能な経営
- ③職員の生活を護るための雇用の安定

2：進捗状況

今年度9月より、給与改訂委員会を設置し、作業に取り組んできた。目途としては2017年度より仮施行、2018年度より本格施行を目指す。

3：コンサルタントの導入

制度の改訂を進めるために、コンサルタントの支援を得て、今後の状況の変化に耐える制度の改訂を目指す。

4：職員の理解を得るために説明会を開催していく。

XII. 2016 年度会議開催

< 報告 >

【評議員会】

定例年 4 回 (5/21,9/10,12/3,3/4)

【理事会】

定例年 4 回 (5/21,9/10,12/3,3/4)

臨時年 7 回 (6/23,7/21,8/25,9/29,11/10,11/24,1/19)

【常任理事会】

年 15 回 (4/7,4/28,5/13,6/23,7/21,8/25,9/29,10/19,11/10,11/24,12/22,1/19,2/16,2/28,3/16)

【経営委員会】

年 12 回 (4/21,5/19,6/16,7/20,8/18,9/15,10/20,11/17,12/15,1/17,2/8,3/15)

【第三者委員会】

年 2 回 (6/15,11/15)

【牧師懇談会】

年 1 回 (11/14)

以上

法人

事業基本理念・事業目標に基づく、社会福祉施設の設置・経営、及び収益事業の設置・経営

社会福祉法人 雲柱社 事業基本理念

(1999年12月24日)

- (1) 私たちは、賀川豊彦の思想と実践（キリスト精神）を継承し、神と人にと仕える仕事をします。
- (2) 私たちは、一人ひとりの人格を尊重し、その成長を支援します。
- (3) 私たちは、常に利用者の立場に立って、そのニーズに応え、サービスの向上に努めます。
- (4) 私たちは、地域社会の福祉課題を積極的に掘り起こし、それに取り組みます。

保育ブロック事業目標

- (1) 私たちは、子どもたちが神を敬い、人を愛するように成長することを願って保育をします。
- (2) 私たちは、子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、それを受け入れ伸ばしていく保育をします。
- (3) 私たちは、子どもたちの自ら育つ力を信じ、意欲を育て支える保育をします。
- (4) 私たちは、子どもたちが心身共に健やかに育つために、保護者の子育てを支援します。
- (5) 私たちは、地域に開かれた保育園を目指します。
- (6) 私たちは、保育の質の向上を常に心がけ、専門の知識を深め、技能の研鑽に努めます。

障がい児・者ブロック（グループかがわ）事業目標

- (1) 私たちは、障がい児・者一人ひとりが神に愛され、生かされているという事実に基づいて事業を行います。
- (2) 私たちは、障がい児・者一人ひとりの人格と個性を尊重し、その成長と生活を支援します。
- (3) 私たちは、障がい児・者の家族が抱える課題を深く受け止め、その解決に向けて努力します。
- (4) 私たちは、地域社会の障害者福祉のニーズを掘り起こし、積極的にこれに取り組み、共に生きることを目指す、地域のセンターとしての役割を果たすことに努めます。
- (5) 私たちは、障がい児・者一人ひとりのハンディキャップを理解し、かれらに最適なケアを提供するために、専門の知識を深め、技能の研鑽に努めます。

児童館ブロック事業目標

- (1) 私たちは、みんなの居場所となる児童館を目指します。
- (2) 私たちは、子どもたちが多くの人と出会い、遊びや行事などへの参加を通して社会力を培う児童館を目指します。
- (3) 私たちは、子どもたちやその家族が抱えている問題を受け止め、共に担う児童館を目指します。
- (4) 私たちは、世界の人たちと共に生きるための学習や異文化体験、ボランティア活動などに取り組む児童館を目指します。
- (5) 私たちは、子どもたちが平和を愛し、差別や偏見に立ち向かう力を育む児童館を目指します。

学童クラブ事業目標

私たちは、所属する各自治体の方針を尊重し、子どもたち、保護者、地域の方々と力を合わせて、楽しく充実した学童クラブ活動を展開していくために、次のような目標を掲げて事業にとり組みます。

- (1) 私たちは、放課後の子どもたちにとって居場所となる学童クラブを目指します。
- (2) 私たちは、危機管理を十全にして、安心と安全が保障された学童クラブを目指します。
- (3) 私たちは、子どもたちが多様な体験を通して、生きる力を育むことが出来る学童クラブを目指します。
- (4) 私たちは、子どもたちが、それぞれの個性と能力を発揮できる学童クラブを目指します。

- (5) 私たちは、自由と規律を大切にする学童クラブを目指します。
- (6) 私たちは、保護者のニーズ（就労支援、子育て不安など）に応える学童クラブを目指します。
- (7) 私たちは、地域との交流を深め、地域の人たちから愛され支えられる学童クラブを目指します。

放課後子ども総合プラン事業目標

- (1) 私たちは、子どもたちの人権を守り、一人ひとりが自分らしく過ごせる居場所を創ります。
- (2) 私たちは、安全・安心に過ごせる居場所を創ります。
- (3) 私たちは、子どもたちが豊かな経験を通じて生きる力を育むことができるように支援します。
- (4) 私たちは、地域の力を掘りおこし、関係機関との連携・協力を通して子どもの育ちを支援します。
- (5) 私たちは、保護者や家庭との継続的な関わりを通じて信頼関係を築き、それぞれに合った家庭への支援をします。
- (6) 私たちは、子どもたちが互いを思いやり、命の尊さを感じることができるように支援します。

子ども家庭支援センター事業目標

- (1) 私たちは、地域の子どもとその家族一人ひとりが、神に愛され、生かされているという事実を立て、事業を行います。
- (2) 私たちは、地域の子どもとその家族一人ひとりの人格と個性を尊重し、子ども達が心身ともに健やかに育つまちや社会をつくることを目指します。
- (3) 私たちは、センターがそこに集うすべての子どもと大人にとって、安全で安心、大切にされていると感じることのできる場となるよう、日々努力します。
- (4) 私たちは、地域の子どもとその家族が抱える問題を受け止め、よりよい解決に向かえるよう、専門性に基づき対応します。
- (5) 私たちは、地域の人々や他の専門機関と連携して、子どもとその家族のニーズに合わせて、必要な支援を行うことに努めます。

法人

社会福祉事業（第二種）

種別	名称	個所	
第二種	保育所	愛の園保育園、五日市保育園、墨田区押上保育園、烏山保育園、神愛保育園、 <u>祖師谷保育園</u> 、高根学園保育所、ともしび保育園、 <u>光の園保育学校</u> 、黎明保育園、練馬区立光が丘第六保育園、虹のひかり保育園、 <u>めぐみの森保育園</u> ※____は分園併設	13
	児童厚生施設	<u>さくら橋コミュニティセンター</u> 、 <u>墨田児童会館</u> 、 <u>文花児童館</u> 、 <u>外手児童館</u> （墨田区）、 <u>汐入ふれあい館</u> （荒川区）、 <u>狛江市立岩戸児童センター</u> （子ども家庭支援センター事業併設・狛江市）、 <u>狛江市立和泉児童館</u> （ファミリー・サポート・センター事業併設・狛江市） <u>上池台児童館</u> （大田区）、 <u>日野市立たまだいら児童館ふれっしゅ</u> （日野市）、 <u>江東区亀戸児童館</u> 、 <u>目黒区立中央町児童館</u> （目黒区）、 <u>町屋ふれあい館</u> （荒川区）、 <u>江東橋児童館</u> （墨田区）、 <u>練馬区立光が丘児童館</u> （練馬区） ※____は学童クラブ分室併設館	14
	放課後児童健全育成事業	れいめい堀切学童保育クラブ、れいめい宝学童保育クラブ（葛飾区）、 <u>汐入学童クラブ</u> 、 <u>七峡小学童クラブ</u> 、 <u>汐入小学童クラブ</u> （荒川区） <u>大島四丁目学童クラブ</u> 、 <u>大島八丁目学童クラブ</u> （江東区）、 <u>練馬区立高松小学童クラブ</u> （練馬区）、 <u>小金井市立あかね学童保育所</u> 、 <u>小金井市立みどり学童保育所</u>	11
	障害福祉サービス事業 （共同生活援助）	かがわの家 シリウス、ベガ、ジュピター、ソレイユⅠ、Ⅱ、Ⅲ、 スバルⅠ、Ⅱ	8
	障害福祉サービス事業 （就労継続支援B型・生活介護・ 短期入所）	小金井生活実習所	1
	障害福祉サービス事業 （就労継続支援B型、生活介護）	小金井市福祉共同作業所	1
	障害児通所支援事業 （児童発達支援センター）	賀川学園、小金井市児童発達支援センターきらり	2
	障害福祉サービス事業 （生活介護）	かがわ工房、ワークスタジオかがわ	2
	ファミリー・サポート・センター事業	狛江市全域（和泉児童館内）、小金井市全域（小金井市子ども家庭支援センター内）、小平市全域（小平市子ども家庭支援センター内）	3

法人

地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業	江東区東陽子ども家庭支援センター、江東区大島子ども家庭支援センター、江東区深川北子ども家庭支援センター、 <u>江東区南砂子ども家庭支援センター</u> （江東区）、 <u>練馬区立光が丘子ども家庭支援センター</u> 、練馬区立大泉子ども家庭支援センター（練馬区）、 <u>狛江市子ども家庭支援センター</u> （狛江市）、子育てひろば「ひろばいつかいち」、子育てひろば「るびああきる野っ子」 ※ <u> </u> は分室あり、 <u> </u> は先駆型子ども家庭支援センター	7
小規模保育事業	光の園保育学校（連携園）「ぶどうの木保育室」 「八広ぶどうの木保育室」	2
利用者支援事業	<u>あきる野市子育て支援事業</u> ※2017年2月～子育て支援総合窓口事業開始	1

社会福祉事業（公益事業）

自主事業 （知的障がい学齢児 個別・グループ学習）	さくらの木	1
子ども家庭支援センター事業	小金井市子ども家庭支援センター（小金井市）、 <u>小平市子ども家庭支援センター</u> （小平市） ※ <u> </u> は先駆型子ども家庭支援センター	2
放課後子ども総合プラン事業	汐入東小にこにこすくーる、七峡小にこにこすくーる、 <u>汐入小にこにこすくーる</u> （荒川区）、土曜江東きっずクラブ（江東区）、江東きっずクラブ明治、江東きっずクラブ深川（江東区）	6
家庭的保育事業	祖師谷保育園・同分園（実施園）「おうち」（7か所）	7

※□は2016年度開始

収益事業

店舗賃貸ビル	和光プラザ	1
共同賃貸住宅	友愛コーポ	1

社会福祉法人 雲社 法人研修(2016年度)

2016/4/1版

研修名	2年目職員研修A	2年目職員研修B	3年目職員研修A 春日程	3年目職員研修B 秋日程
日時	4/9(土)9:30-16:30	6/4(土)9:30-12:30	9/3(土)9:30-12:30	5月28日(土)～5月30日(月) 10月8日(土)～10月10日(月)
対象(人数)	新入職員研修(フォロー) 研修未参加者	2年目(29)	2年目(25)	3年目(未受講者含)(28) 3年目(未受講者含)(11)
内容 担当	9:30～10:00 開会礼拝 マタイ5:13-16 「地の塩、世の光」 服部(理事長)	9:30～11:00 礼拝 賛:57 「主の呼びかけに答えて」 マタイ9:9-13 服部(理事長)	9:30～11:00 礼拝 賛:57 「主の呼びかけに答えて」 マタイ9:9-13 服部(理事長)	服部(理事長) 小磯(常務理事)
	10:00～11:30 事業基本理念Ⅰ・Ⅱ 賀川豊彦の礼拝精神 服部(理事長)	11:00～12:30 事業基本理念の理解 賀川豊彦の働きから学ぶ 「子どもの権利」 秋山(上池台) 栢森(たまだいら)	11:00～12:30 事業基本理念の理解 賀川豊彦の働きから学ぶ 「子どもの権利」 小山(めぐみ) 大橋(町屋)	内堀(五日市) 随行候補者予定者 ※新任管理職が引率同行し育成担当研 修を兼ねる
	11:30～12:30 賀川豊彦について ビデオ上映と講話 新澤	2016年度より 2年目研修は午前のみとなります		
	13:30～14:30 雲社の歴史 ビデオ上映と講話 日下			
	14:30～16:00 事業基本理念Ⅲ・Ⅳ 法人事業の展開を軸に 小磯(常務理事)			
16:00～16:30 終了礼拝 ルカ福音15:1-7 「見失った羊のたとえ」				作業:作業上の障がい者と共に二ワトリ・ブタの飼育、田植え、畑作業
場所	上北沢	上北沢	上北沢	あさひ福祉作業所(山梨県)

研修名	5年目職員研修	10年目職員研修	非常勤職員研修Ⅰ	非常勤職員研修Ⅱ	他ブロック交流研修
日時	5/7(土)9:30-12:30	2/4(土)10:00-17:30	6/25(土)9:30-12:00	各ブロックで決定	1日～
対象(人数)	5年目(26)	10年目(22)	勤続2年目未満の非常勤職員(32)	勤続2年目以上の非常勤職員	主に中堅職員
内容 担当	9:30～11:00 礼拝 賛:566 ルカ10:36-42 「仕えるとは」-マルタとマリア- 5年目職員向け 服部(理事長)	10:00～10:30 礼拝 賛:488 ルカ5:33-39 「柔軟に対応する」 伊藤(高山)	9:30～10:00 礼拝 マタイ 6:25-34 讃美歌493、484 吉岡(虹)	各ブロックで実施	○日程や期間は施設の実情にあわせて ください。 ○年度前半にそれぞれの施設で、対象 職員と相談し、行き先希望を決定してく ださい。 ○実施後は必ず所定の書式に記入を し、本部事務局を通じて人材育成委員 会に提出してください。 ○各施設では研修履歴として残してく ださい。
	11:00～12:30 基本事業理念を実践化する 賀川豊彦に学ぶ 「社会事業の思想と実践」 -スラムでの働き-セツルメント運動を中心 -テキスト賀川豊彦とボランティア- 内堀(五日市) 八重田(盛田)	10:30～12:00 雲社はどこへ向かうのか 事業基本理念と中期計画 服部(理事長)	10:00～10:35 DVD「雲の柱に導かれて」	2016.4月中旬に、実施日程を、人材育成委 員会までお知らせください。	
	2016年度より 5年目研修は午前のみと なります	17:00～17:30 交流タイム	10:35～11:15 法人事業基本理念について ～キリスト精神に基づいて～ 服部(理事長)	理事長、常務、もしくは担当理事の出席 を必須とさせていただきます。	
			11:15～11:45 非常勤職員の皆さんに 担っていただきたいこと ホスピタリティの視点から 名取(愛の園)	会場は各ブロックで確保してください。本 部を使用する場合には、研修計画提出 時に、必ず本部事務局に予定の確認を お願いします。	
場所	上北沢	上北沢	上北沢		2016年度及び2015年度中途の採用者 で、週30時間以上(社保対応)の職員に ついては常勤職員とみなし、対象となり ます。

研修名	テーマ別研修①	テーマ別研修②	テーマ別研修③	テーマ別研修④	法人ミッション基礎研修
日時	6/11(土)9:30-12:30	9/10(土)PM 13:00-17:00	10/22(土)PM 13:00-17:00	11/12(土)9:30-12:30	A6/25(土)13:30-17:00 B7/16(土)13:30-17:00
対象(人数)	6年目以上の職員(31)	6年目以上の職員(18)	6年目以上の職員(18)	6年目以上の職員(14)	新入の非正規職員(常勤)対象※ A(20) B(18)
内容 担当	人権・危機管理・苦情対応	障がい理解研修	障がい理解研修	メンタルヘルス研修	13:30～ 礼拝 マタイ5:13-16 「地の塩、世の光」 A齋沢(神楽) B上松(黎明)
	人権研修 人権啓発センター 中島(光子)	発達障害児をとりまく世界(1) 玉井邦夫先生 (大正大学人間学部教授)	発達障害児をとりまく世界(2) 玉井邦夫先生 (大正大学人間学部教授)	働く人のメンタルヘルス ～うつ病の予防と治療～ 山本晴義先生 <横浜労災病院 勤務者メンタルヘルス センター長>	～14:45 事業基本理念Ⅰ・Ⅱ 賀川豊彦の礼拝精神 服部(理事長) 15:45～16:45 事業基本理念Ⅲ・Ⅳ 具体的な事業との結びつき 小磯(常務)
		石原(かがわ工房)	佐々木(賀川)	織田(小平)	16:45～17:00 まとめとレポート
場所	上北沢	上北沢	上北沢	上北沢	上北沢

研修名	新入職員研修1(2017)	新入職員研修2(2017)	テーマ別 特別 研修⑤	テーマ別 特別 研修⑥	テーマ別 特別 研修⑦
日時	2017/2/19(日) 10:00-17:00	2017/2/26(日) 10:00-16:50	9/3(土) 13:30-17:00	/ () 9:30-12:30	8/27(土) 14:00-
対象(人数)	2017年度新入職員(57)	2017年度新入職員(58)	6年目以上の職員(31)	オープン()	オープン(26)
内容 担当	10:00～10:30 礼拝 マタイ5:13-16 「地の塩、世の光」 小磯(常務理事)	10:00～10:30 礼拝 ルカ福音15:1-7 「見失った羊のたとえ」 服部(理事長)	外部公開研修となります 共催:産業カウンセラー協会	9:30～9:45 礼拝 佐藤(南砂)	平和問題学習会
	10:30～12:30 事業基本理念Ⅰ・Ⅱ 賀川豊彦の礼拝精神 服部(理事長)	10:30～12:30 事業基本理念Ⅲ・Ⅳ 法人事業の展開を軸に 小磯(常務理事)	※午前中に2年目研修Bが入っています	⑥⑦はテーマを設けたオープン研修とし ます ブロックを越えて、共通の課題があるも のに取り組みます	沖縄の歴史と現状 平良嘉男 (宮森30たかひび) (元うるま市立宮森小学校校長) (現イエス団一愛保育園園長)
	13:30～15:00 賀川豊彦について ビデオ 死線を越えて 小島(中央町) 佐々木(亀戸)	13:30～15:00 雲社の歴史と現在 ビデオ 雲の柱に導かれて 小島(光里) 片瀬(江東橋)	がまんする力は どのようにして育つのか 大河原美以 (東京学芸大学教授)	テーマ案 ○乳幼児の一時保育 ○子どもの貧困問題 ○学童保育と放課後の居場所 ○ソーシャルワーク・コミュニティワーク ○青少年・若者の自立支援 ○利用者支援事業	
15:20～17:00 松沢資料館見学とレクチャー (松沢資料館)	15:15～16:50 ・先輩から ・雲社で働くために 就業規則・倫理 個人情報保護規程等 法人事務局	佐藤(光6)			
場所	上北沢	上北沢	上北沢	上北沢	上北沢

※法人研修は近年スリム化を図っています。研修に送り出す現場の状況を確認すると共に、ブロックでの実施、施設での実施、各自体においての研修など、メニューそのものが多様化してきている実情を反映しています。一方でミッションをどのように継承し、現場の実践と結び付けていくのが、大きな課題となっています。法人研修そのものも、パッケージ化して、定着を促しましたが、反面硬直しているという、見方もできます。皆様のご協力とともに、と意見、アイデア等お待ちしております。

※担当に入っている方は、日程を確認し、できるだけご協力ください。日程については不都合のある方は個別にご相談を承ります。また個々の交渉により変更も可ですが、必ず、人材育成委員会、法人事務局研修担当にお知らせ、ご相談ください。

※複数名前が入っているコマは、お互いに連絡をとりあい、話し合いのうえ、役割の分担を決めてください。